

第1366回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成29年1月5日 木曜日
開会 9時30分 閉会 11時00分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 鈴木 晶子
委 員 高乗 秀明

4 欠席者 委 員 笹岡 隆甫

5 傍聴者 1人

6 教育長職務代理の指名

在田教育長が、以下のとおり教育長職務代理を指名した。

教育長職務代理第一順位	星川 茂一 委員
教育長職務代理第二順位	高乗 秀明 委員
教育長職務代理第三順位	鈴木 晶子 委員
教育長職務代理第四順位	奥野 史子 委員
教育長職務代理第五順位	笹岡 隆甫 委員

7 議事の概要

(1) 開会

9時30分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1365回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案2件、報告2件

イ 非公開の承認

議案2件、報告1件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件及び関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件のため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

報告 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律について

(事務局説明 加藤 生徒指導課担当課長)

平成28年12月7日に可決されたいわゆる「教育機会確保法」について報告させていただく。元々は、フリースクールや自宅での学習など学校外での教育を、一定の手続を経て教育委員会が義務教育と認定し、保護者は就学義務を履行したことになる仕組みを、超党派の議員連盟が検討していたものであり、1年半前の委員会で説明申し上げた件である。しかしながら、国の議論でも学校外での教育を義務教育として認定することに関して慎重な意見があり、最終的には大きく2点、「不登校特例校や教育支援センター（適応指導教室）整備などの既存の不登校施策の推進」と「夜間中学校の整備促進」を謳う法律となっている。

法律が制定されたことで、新たな不登校施策の一步ではあるが、内容については本市で既に実施している事業も多い。今後、国で基本方針の策定や予算措置がなされると思うが、そちらの動向を注視していきたいと考えている。法律の内容は資料のとおりで、第1章「総則」、第2章「基本方針」に続く第3章と第4章とを中心に説明申し上げる。

まず、第3章「不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等」ということで資料に5点まとめている。

1点目の「全児童生徒の豊かで安心な学校生活に対する学校取組への支援」は、不登校児童生徒だけではなく、全ての子どもたちが安心して学校生活を送れるよう学校の取組を支援していくというものである。本市の取組では、2年前に「生徒指導ハンドブック」を全教員に配付しているほか、アンケート方式のクラスマネジメントシートを活用し、子どもたちに「私のクラス」「私の毎日の生活」について質問し、その結果を集約・分析することで担任等が学級実態を適切に把握する1つのツールとしている。今年度の新規事業としては、「登校支援ハンドブック」を現在作成中である。全ての子どもたちが豊かで安心な学校生活を送ることができるように、学級経営、組織対応、不登校傾向の子どもたちへの支援などについてハンドブックとしてまとめ、全教員に配付する予定である。

2点目の「教職員，心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報共有の促進等」について，本市では，各校で不登校対策委員会やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを交えた校内会議・ケース会議を随時開催しているところである。

3点目の「不登校特例校及び教育支援センターの整備・教育の充実等」について，本市では洛風中学校及び洛友中学校の2校の不登校特例校と，ふれあいの杜と呼ばれる教育支援センターを5箇所整備している。本年度新規事業としては，タブレットPCを使用して問題を解いたり，教科書に準じた授業動画を視聴できるような，ICTを活用した学習支援を試行的に行っている。また，引きこもり傾向の子どもたちを対象に，フリースクールとの連携による家庭訪問事業「ふれあいアテンダント」を文部科学省の委託を受けて，今年度新規に実施している。さらに，子どもたちと年齢的に近い学生ボランティアの方にも多数協力いただいている。

4点目の「学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動，心身の状況等の継続的な把握」は，なかなか学校に来ることのできていない子どもたちだからこそ，今どのような状況にあるのかをきっちり把握する必要があるため，学校の定期的な家庭訪問はもちろん，教育委員会としても定期的な長期欠席児童生徒の調査や指導主事が学校訪問した際の聞き取りなどで状況を把握することに努めているところである。

5点目の「不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ，教育機会確保の情報の提供等の支援」について，不登校児童生徒やその保護者に支援に必要な情報を提供するため，学校を通じての情報提供のみならず，こどもパトナにおける個々の教育相談や，不登校フォーラム，WEBサイト「不登校の子ども支援サイト」を通じて必要な情報を発信している。

第4章の「夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供等」について，これは夜間中学校に関することであるが，京都市では洛友中学校に夜間学級を設置している。旧郁文中学校の夜間学級を受け継いだものであるが，ここで義務教育未修了の方を受け入れると同時に，平成28年度からは，実際に中学校に在籍し卒業年限とともに卒業はしているものの，あまり学校に通えず実質的に十分な教育を受けていないと認められる方，いわゆる形式卒業者も受け入れている。形式卒業者では，現在，10代と20代の生徒2名が就学しており，60代や70代の同級生と机を並べて学んでいるところである。

「事務の役割分担等を協議する協議会を組織することが「できる」」について，例示をあげると，洛友中学校は京都府内で唯一の夜間中学校ではあるが，京都市立学校であるため，現在は京都市内在住の方のみが通えることになっている。しかし，この協議会を組織することで，京都府と予算面や体制面での協議のうえ，京都府在住の生徒を受け入れる可能性が出てくる状況になった。

その他として，法の趣旨を広く国民に理解いただく広報の促進，支援をしていく教職員，専門家等の人材確保，教育相談体制の充実などが謳われており，本市でもそれぞれについて既に取り組んでいるところである。また，法律施行後3年以内に検討を

加え、必要な措置を講じるということも定められている。

冒頭に申し上げたとおり、今回の法律の内容について既に本市で実施しているものも多く、この法律の制定をもって今すぐ何かしらの措置が必要なものではないが、今後とも、全ての子どもたちが安心して学校生活を送れるよう引き続き取り組んでいく。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】「不登校特例校及び教育支援センターの整備・教育の充実等」にあるICTを活用した学習支援とは具体的にはどのようなものか。

【事務局】企業の提供する学習プログラムをタブレットPCで利用している。不登校の子どもは学習空白期間が長いこともあるので、各教科小学校4年生から中学校3年生までの範囲で自分のレベルに合わせた問題を選び解答し、指導者もその学習状況を把握できるようになっている。問題を解いていくことで、学習プログラム内のポイントを貯めることができ、子どものモチベーションが上がる仕組みになっており、また、普段学校で授業を受けることができていないので、教科書の単元に沿った授業の動画を見ることで理解を深めることができる。12月から2箇所のふれあいの杜で試行的に始め、子どもたちがどのように学習を進めるかを確認しているところである。これが子どもたちの学びが深まることに繋がれば、来年度は他のふれあいの杜にも広げていくことを考えている。

【奥野委員】人と関わるのが難しい子どもにとっては、自分の進度に応じて学習を進められるのは良いと思う。

【高乗委員】この法律の施行に伴い、国からの財政支援は新たに予定されているのか。

【事務局】基本方針の策定も含め、今後国で検討される。ふれあいアテンダントのような不登校児童生徒への訪問支援事業や教育支援センターの整備・充実が謳われているので、既存の事業でも財政支援を活用していきたい。

【在田教育長】夜間中学校の教職員定数について、現在は通常の学級として算定されるため、少人数学級の編成や習熟度別の授業について、加配や非常勤講師を多く配置することで対応している。かなりの部分を単費で対応しているので、夜間中学校の教職員定数配慮に期待する。また、ふれあいの杜についても単費で実施している状況であり、国の財政支援を活用したい。

【星川委員】当初は、議員立法でフリースクール等の学びを義務教育として認定していくということで、賛否両論があり私自身も難しい話だと思っていたが、議論としてはこれで収束したということか。京都市では、フリースクールに行く子どもは義務教育を修了しないままになっているのか。

【事務局】議論としてはこれで収束したことになる。フリースクールへの通級を学校が把握できていない場合や、フリースクールの定義が不明確という問題はありますが、10人弱の児童生徒がフリースクールに通っていることを

把握している。彼らは、義務教育学校に在籍しつつ、不登校児童生徒に対する支援という形で、フリースクールで学習している。そのことを学校も把握し、定期テストをフリースクールで受験することを認めるなど、子どもの状況に応じた支援をしている。いくつかのフリースクールとは連携を行い、一定の条件の下でフリースクールへの通学を出席扱いにしている。フリースクールに通級する子どもも、義務教育修了として在籍校を卒業する。ふれあいアテンダント事業も、保護者には予め連携する旨を了解いただいた上で、フリースクールや在籍する学校と連携を取りながら実施している。

- 【高乗委員】連携ということは、教育委員会とフリースクールとの間で協定書を取り交わされているのか。
- 【在田教育長】事業委託として委託契約書を取り交わしている。また、登校支援連携会議では、不登校の子どもの支援について関係各課、関係機関とで協議しているが、フリースクールにも会議に参加いただいて、連携して解決していこうとしている。
- 【鈴木委員】今回の法律で、フリースクールでの教育は義務教育として認定されないということだが、実際のニーズとして、フリースクールに関わる人たちはどのような問題意識を持っているのか。フリースクールとの連携の形を作る中で、具体的にフリースクールの関係者と教員のニーズを把握することが必要であると考え。そのうえで、「学校以外の場における不登校児童生徒への学習活動、心身の状況等の継続的な把握」の手段として、今のところは家庭訪問と指導主事の学校訪問が基本ではあるが、もう一つ何かルートができればという希望がある。
- 【事務局】この法律に関して、フリースクールの意見も取り入れられている。京都のフリースクールの基礎的な考えは、学校復帰を支援するというスタンスである。もう一つは、学校復帰が最終目標ではなく、その子が将来どうやって社会で生きていくのかということを考えるということ。学校復帰をさせるだけではなく、その後を見据えた支援を学校、フリースクール、もちろん教育委員会も同じ方向を向いて取り組みたい。
- 【星川委員】現在、国際学校などの各種学校は、卒業しても義務教育を修了したことにはならないが、各種学校を一部義務教育として容認する形にはなっていないのか。
- 【在田教育長】残念ながら容認されていない。フリースクールを義務教育として容認する議論の延長線上に、国際学校等も容認していこうという議論はあったが、結局立ち消えてしまった。フリースクール以上に学校としての機能は持っているので、もう少し国で議論していただきたいと思う。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案2件、報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議第24号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長，末浪 教職員人事課担当課長補佐)

本件については、平成28年2月市会で可決成立している「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」の一部改正である。

この条例は、成立した平成28年3月時点での勤務条件を定めているものであり、その後、28年度の給与改定があり、給料月額の改定や新たな休暇制度の創設が行われている。29年4月へ円滑な移行を行っていくために、28年度給与改定を反映させ、経過措置について、整備を図るものである。本条例改正が成立した場合には、関連する規則改正についても3月中下旬頃にあらためてお諮りしたい。

改正条例の内容としては、大きくは「28年度給与改定の反映」と「29年度への移行を見据えた経過措置の設定」の2点である。

1点目の28年度給与改定の反映は、教育職員の給料表の改定である。移行については、京都府の教育職給料表の水準をそのまま引き継ぐこととしているが、京都府において給料表の改定が行われたことを受け、同様の改定を行うものである。級号給の切替えについては、切替え前と同じ級号給へ切り替えることを予定している。

なお、学校事務職員については、市の行政職給料表相当の給料表に移行するが、市では給料表の改定は行われなかったことから、条例制定時に定めた給料表をそのまま適用させる。なお切替えにおいては、平成29年3月時点と同じ額もしくは直近上位の額へ切り替えるため、基本的に給料が下がることはない。

次に、本市で行われた制度改定の適用については、市職員用の条例を準用しており、今回の条例改正案に直接、規定しているものでないが、11月市会で改正された内容が、そのまま教職員にも適用になる。

一つは介護に係る休暇関係である。先月に府費・府並の制度改定をご説明したが、本市においても、同様の改定が行われている。介護休暇・介護休職といった介護に係る休暇について、同居要件が撤廃され、2親等親族まで、同居・別居に関わらず取得できるようになった。また、介護休暇の取得については従来原則1回限りの取得であったものが、3回まで分割取得が可能となった。さらに時間単位の取得も「介護時間」として制度化され、1日について、2時間まで、15分単位で取得可能となった。

二つ目は育児休業、部分休業といった育児等に係る休暇に関して、対象となる「子ども」の範囲が拡大になり法律上の親子関係に準じると認められる子、例えば「特別

養子縁組成立前の監護期間中の子」「養子縁組里親に委託されている子」についても認められるようになった。

三つ目は配偶者同行休業である。これまでは、一度だけ延長が認められていたが、「特別の事情」のある場合にさらにもう一度、延長することが可能となった。

大きな2点目として、附則事項として29年3月から4月へ円滑に移行するための経過措置の設定を行う。

一つは給料表が府条例に基づく給料表から市条例に基づく給料表に変わることから、級号給発令を29年4月1日付けであらためて行うが、府費時分から、いくつかの経過措置をひきずっている。

一つは平成18年4月の給料表切り下げに伴う経過措置、二つ目は平成28年4月の給料表切り下げに伴う経過措置、そして三つ目は給与費移譲に伴う経過措置である。平成18年の経過措置、平成28年の経過措置は、いずれも給料が下がらないよう、その時々で、現給保障を行い、今現在でも続いている。これら府費時分の経過措置もそのまま引き継いでいく。

今回の給与費移譲に伴う経過措置であるが、今回は並行切替ないしは直近上位の額へ切替えるため、基本的に給料が下がることはないが、学校事務職員の一部の者について、最高号給へ切り替わって、給料表ではもはや措置できなくなるため、現給保障を行う。

もう一つは住居手当である。扶養手当、住居手当、通勤手当といった公務員共通の手当は、府制度から市制度へ切り替り、4月に認定替えを行うが、住居手当については、市において今年度から31年度まで4年かけて、段階的に制度変更が行われているが、教職員に対しては給与費移譲時点で、市制度完成型を適用させる。あわせて、市内に賃貸で住む職員への加算措置や、市内に住宅を購入した者への支給措置も適用する。今後の予定としては、議決いただければ2月市会に条例改正案を上程し、条例改正案が可決されたならば、関係規則の改正を行い、4月の給与費移譲を迎えることとなる。

最後になるが、規則改正についてまとめている。正式には、3月の教育委員会でお諮りする予定だが、今回の条例改正と同様、条例施行規則についても、給与改定の反映や経過措置の設定を行う必要がある。

それから、29年度以降の新規則を制定した分、28年度末に廃止する規則がある。さらに、9本の規則については、文言修正等の規定整備が必要となる。いずれも、3月中下旬の教育委員会でお諮りする予定である。

(委員からの主な意見)

- ・特になし。

(議決)

教育長が、議第24号 「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について」に対し、各委員「異議なし」を確認，議決。

議第 25 号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 清水 総務課長)

「京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」の議案について説明させていただきます。

地方自治体職員の定数については、地方自治法第 172 条第 3 項により、条例で定めることになっており、本件については、この規定に基づき、行財政局が 2 月市会において平成 29 年度の職員定数を反映した「京都市職員定数条例の一部を改正する条例」の制定について提案するにあたり、教育委員会関係分の改正を行財政局に依頼するための議案である。

なお、この職員定数は職員数の上限という位置づけの数字となり、実際の職員数は職員定数よりも少なくなる。平成 28 年度までは、この定数の範囲は、指導主事を含む「教育委員会事務局職員」の他、管理用務員、給食調理員、事務員、養護職員の「市費負担職員」及び高校・幼稚園の教員等の「市費負担教職員」が対象であったが、平成 29 年度より府費負担教職員の給与費が府から移譲されることに伴い、市立小・中・総合支援学校の「旧府費負担教職員」も本条例の対象となる。

改正内容について、29 年度については 28 年度比で合計 6,865 名増を予定している。その主な内容について、説明させていただきます。

まず、大きな増員事由である府費負担教職員の給与費移譲に伴う職員の増加であるが、校長・教員は 6,614 名、事務職員は 326 名の増員となる。旧府費負担教職員の増加数の根拠については、「義務教育標準法」という法律に基づいて、翌年度の 5 月 1 日時点の児童生徒数の推計から自動的に算出される「基礎定数」と、本市の申請に基づき国から政策的に措置される「加配定数」、また、これまで京都府が独自予算で措置してきた少人数教育に係る教職員定数からなっており、これらの合計数を条例定数に計上することを考えている。

増員事由としてはこの他に、和食の推進を始めとする食育の推進及びアレルギー対応等きめ細かな対応のため、栄養教諭を 3 名増員し未配置校へ配置する

次に減員事由として、まず子ども若者はぐくみ局が創設され、教育委員会から業務が移管されることに伴い、21 名の減員を予定している。移管される業務については、いずれも就学前の子どもたちや青少年に係る施策として、はぐくみ局において一体的に推進されることとなる。

また、定員管理計画による削減であるが、本市ではこれまでから職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んでおり、「はばたけ未来へ！京プラン」において平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間に 1,400 人の職員を削減する「部門別定

員管理計画」を掲げ、定員適正化に努めてきた。教育委員会においては、平成24年度から平成27年度の4年間で、計画を上回る合計189人の削減を実施し、目標を達成し、さらに、平成28年度からの後期5年間については、全市で800人、うち教育委員会では100人の削減を目標として定めている。

この計画に基づき、平成29年度においては、管理用務員9人、給食調理員4人、指導主事等1人の計14人分の定数を定員管理計画により減員する。

減員事由としてはこの他に平成29年度から伏見工業高校、洛陽工業高校の現在の2年生が3年生として京都工学院高校へ通うことによる配置見直しと、開智幼稚園の民営化による配置見直しで、校長・教員35名、事務職員5名を減員する。また、府費負担給与等の移譲に伴う事務が一定完了することにより、事務負担が軽減されることから3名を減員する。

最後に、全体の増減には影響しないが、これまで職員体制の充実のために、小学校中学校等に対して、市独自で養護に関わる「養護職員」や学校事務に関わる「事務員」を配置していたところ、この度の権限移譲に伴い、「養護職員」は「養護教諭」へ、「事務員」は「事務職員」へそれぞれ任命替えを行う。

最終的に6,865人を増員し、平成29年度条例定数を「9,013人（うち校長及び教員7,472人）」と改正したい。なお、増員数や減員数は、今後行財政局と協議を進めていく中で変更する可能性があり、最終的な結論は1月下旬に出る予定となっている。以上、審議のほど、よろしく願います。

(委員からの主な意見)

【星川委員】定員管理計画により減員するとしているが、減員の中身は。どのように減員するのか。

【事務局】主に定年退職後の嘱託化によって、正規職員を減らしている。

【星川委員】給食調理員の嘱託化が進んでいるが、正規職員に比して安い賃金で良い人材を確保できるのか。報酬はどの程度なのか。

【事務局】月額16万円程度である。

【星川委員】生活していくのに十分な額とは言えないと思う。せっかく子どもの貧困等の対策を検討している中で、こうしたことが貧困を生み出してはいないかと思う。

【高乗委員】公募しても、なかなか募集枠が埋まらないと聞く。良い人材どころか、人数を集めることに苦労している状況。やはり給与水準が低いのではないか。

【事務局】給食調理員はOBを嘱託職員として任用していた経過がありその時は給与水準の問題は大きくなかった。ところがOBの数も減り、新たに任用しようとする、他の民間事業者と比べて条件で劣り、また、夏は暑く

冬は寒いという厳しい職場環境もある中で、状況が厳しくなっているのは御指摘のとおりである。改善に向けて予算要求はしているのだが、なかなか認められない状況である。

【在田教育長】これまで定員管理計画の目標を超える職員数削減を行ってきたが、毎年予算が厳しくなる中で、近年は人件費の削減だけでは対応できず、事務経費の一律削減などでなんとか対応している状況である。

【鈴木委員】給食調理員も学校教職員であり、その資質によっては学校経営全体に影響する問題となる。給食調理員の確保や人材育成、支援の重要性もしっかりと認識して取り組む必要がある。

【事務局】御指摘のとおり。管理職が給食調理員等の状況を把握し、サポートしていけるような体制整備は進めている。

【星川委員】厳しい財務状況であるが、給食調理員をはじめ、嘱託職員の給与面での条件改善を検討していただきたい。

(議決)

教育長が、議第25号「京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」に対し、各委員「異議なし」を確認、議決。

カ 報告事項

報告 子ども若者はぐくみ局の創設等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(事務局説明 清水 総務課長)

子ども若者はぐくみ局の創設等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御報告させていただく。

先日の教育委員会でも御報告させていただいたが、平成29年4月に子ども若者はぐくみ局が創設されることに伴い、教育委員会に関係する条例のうち、3つの条例を一部改正する必要があるが、市長部局でも改正が必要な条例があるため、今回の条例改正については、教育委員会関係分を含めて保健福祉局にて一括して議案を上程することになる。

これにより、今回の教育委員会においては、議案を議決いただくものではなく、「報告」とさせていただく、というものになる。

一部改正が必要な条例は①京都市宝が池公園運動施設条例、②重要な公の施設に関する条例、③京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例、以上の条例になる。それでは具体的な改正概要を御説明させていただく。

1つ目は「京都市宝が池公園運動施設条例」の一部改正についてであるが、当該施設のうち、少年スポーツ広場とこども体育館が移管されることに伴い、第10条から

第16条中の「教育委員会」を「市長」に改め、委任事項である第18条中の「及び教育委員会」を削る。

また、移管に伴う条例改正に合わせ、市民サービス向上の観点から、少年スポーツ広場及びこども体育館の供用日を改める。これに伴い、年末年始1日ずつ供用日が増えることになる。

さらに、少年スポーツ広場・こども体育館の使用料について、昨年度の5月市会にて新たに定めたところであるが、現行の午前・午後区分での使用料設定が市民に利用しやすい設定ではないとの御指摘から、市民が利用しやすい使用料設定とするよう付帯決議がなされた経過があり、移管に伴う条例改正合わせ、1時間単位での使用料設定に改める。以上が「京都市宝が池公園運動施設条例」の一部改正についてである。

続きまして、「重要な公の施設に関する条例」の一部改正についてである。地方自治法の規定により、重要な公の施設については条例で定めるものである。

こどもみらい館が移管されることに伴い、「京都市子育て支援総合センターこどもみらい館」の記載を「教育関連施設」から「社会福祉関連施設」へ変更する。

最後に、「京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例」の一部改正についてである。こどもみらい館の移管に伴い、第5条・第10条・第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

また、こどもみらい館内にある子育て図書館について、絵本等を京都市図書館18館で貸出・返却する、また子どもの読書推進事業を京都市図書館と共に実施するなど、京都市図書館と同様の市民サービスを提供する役割を担っている。移管後も市内各図書館とのネットワークの継続等、現行の市民サービスを提供し、市長部局と教育委員会の共管とする。このため、第4条及び第6条については、「教育委員会」を「市長及び教育委員会」に改める。本件について、平成29年4月1日の施行となる。

(委員からの主な意見)

- ・特になし。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

12月24日 第60回日本学生科学賞 市立中高生2名が受賞

12月27日 京都市立高校生と京都市会議員による意見交換会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時00分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長